

令和3年度（2021年度）  
第3回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2022年1月26日（水）午後3時開会  
場 所：オンライン（Zoom）による開催

## 1. 開 会

○事務局（竹花環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第3回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境生活部環境政策課の竹花でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大している現状を踏まえまして、オンライン開催とさせていただきます。

委員の皆様にはご不便をおかけすることがあると思いますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

今日は、委員総数17名のうち、現時点で過半数に達する14名のご出席をいただき、北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（竹花環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、土肥環境局長から挨拶を申し上げます。

○土肥環境局長 環境生活部の土肥でございます。

令和3年度第3回北海道環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催とさせていただきますことをご了承願いたいと思います。

また、日頃より本道の環境行政にお力添えをいただいておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、去年は、気候変動や生物多様性に関する国際会議が開催され、地球温暖化による気候危機や生物の絶滅スピードも加速し、生物多様性の劣化に歯止めがかかっていないことが改めてクローズアップされるなど、地球規模での環境危機が叫ばれた年でもありました。気候変動対策における温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、今後採択が予定されておりますポスト2020生物多様性枠組みを踏まえた新たな目標に向かって、道としてもそれぞれの地域から貢献できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

さて、本日の審議会におきましては、部会においてご審議いただいた指定事項のうち、ヒグマやエゾシカなどの管理計画の策定のほか、地球温暖化対策推進計画に基づく施策の点検・評価結果などについての報告を予定しております。

委員の皆様におかれましては、オンラインの開催でご負担をおかけするところでございますが、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

最後になりますが、今後とも、本道の環境行政の推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ◎資料確認等

○事務局（竹花環境政策課長） 初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料は、次第、委員の皆様の出欠表、オンライン開催に係るお知らせのほか、資料1-1から1-3、資料2-1から2-3、資料3-1から3-3、資料4-1から4-3、資料5-1から5-5、資料6-1から6-3、資料7-1から7-3、資料8となっております。

本日は、事前に送付しました資料の一部について、文言を修正したものを使用しておりますことをご了承願います。

具体的には、資料7-2と7-3になりますが、修正部分につきましては朱書きしておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、資料については、進行に沿って画面上で共有いたしますが、資料に不足等がありましたら後ほど事務局に申し出ていただければと思います。

続いて、オンライン開催の留意事項についてですが、回線容量の圧迫による断線等の不具合を避けるため、ご発言されない間はマイク、ビデオをオフにさせていただきたいと思っております。ご発言の際は、手を挙げるボタンを押すか発言の申し出をしていただき、会長の発言許可を得た後、ご発言をよろしくお願いいたします。

その際、マイクとビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

マイク、ビデオのオン、オフの方法等の詳細は、事前にお配りしたオンライン開催に係るお知らせを確認ください。

何かご質問などはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（竹花環境政策課長） ないようですので、審議に移ります。

ここからの議事進行につきましては、中村会長にお願いいたします。

### 3. 議 事

○中村会長 中村です。

オンラインでいろいろ不自由をかけるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

初めに、今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般の方の傍聴についてはご遠慮いただいております。一般の方の傍聴というのは、事務局がいる部屋での傍聴で、今回、急だったので、例えばユーチューブを使って一般の方々に知らせるとか、そういうことは準備できませんでした。その辺はご了解いただきたく思います。傍聴できないとい

うことで、後日、公開する議事録をご確認いただくことにしたいと思います。

ご異議はないでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、本日も取材の記者は事務局の会場で傍聴しているそうです。

それから、何かあったときには発言していただいても構いませんが、先ほど事務局が言ったように、リアクションのところに手を挙げるとありますので、それをクリックしてお知らせいただければありがたいです。

それでは、時間も限られていますので、議事に入りたいと思います。

まず、指定事項に関わる報告事項です。

自然環境部会に関わる4件の報告事項について、吉中部会長からまとめて報告していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉中委員 吉中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

自然環境部会審議指定事項として、この審議会の要綱に基づきまして、今、会長からお話がありました4件についてご報告いたしたいと思っています。

今年度、7月27日に開催しました第1回の自然環境部会で諮問を受けました。その後、個別の管理計画等につきましては、ヒグマ保護管理検討会等、専門家会議の意見も参考にさせていただきながら、10月18日の第2回部会、11月18日の第3回部会で計画素案に対する審議をし、答申させていただきましたので、その概要を簡単にご報告いたします。

今見ていただいておりますのは、資料1-1、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画素案の概要でございます。

これは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、通称鳥獣保護管理法でございますが、これに基づいて定められております国の基本的な方針に即し、各都道府県知事が策定する基本的な考え方でございます。

計画の概要ですが、計画期間は、来年度から令和9年3月31日までの5か年間でございます。

第2は、鳥獣保護区等に関する事項を定めることになっておりまして、見ていただいている表のとおりですが、現行296か所の鳥獣保護区は、今後5か年間の事業の結果、実は、箇所数は296か所のままで変わっておりません。これは、道東の斜里町のタンチョウの繁殖地1か所を新規に指定しようというものです。

もう一件は、大樹町で、エゾシカ等の食害により鳥獣保護区としての資質が低下したということで、5か年の間に更新を迎えるわけですけれども、更新をしないという方針でございます。その結果、箇所数は変わりませんが、面積が合計188ヘクタール減少するという計画になっております。

それから、下のほうに行ってくださいまして、鳥獣の捕獲等の許可に関する事項です。

幾つか注意事項等を書いておりましたが、被許可者への指導、市町村への権限移譲という辺りでは、特に、豚熱等の感染症にしっかり注意してくださいということとか、ヒグマの錯誤捕獲で、特にわなを用いた錯誤捕獲を防止する注意を十分してほしいという旨が追加で記載されております。

次のページをお願いいたします。

第6は、第二種特定鳥獣管理計画というものを定めることになっています。

これは、生息数が著しく増加したり、あるいは、生息地が拡大している鳥獣は、その管理について都道府県が計画を策定することになっております。現行も、エゾシカ、ヒグマ、ゴマフアザラシについて計画を定めておりますが、これも来年度から新たな計画を定めることになっております。

以上、非常に簡単ですけれども、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画素案の概要でございます。

1回目に諮問をいただいて、その後、審議をいたしましたけれども、希少種の保護に対する道の役割の記述をもう少し工夫してはいいのではないかと、あるいは、この後にご説明する個別の特定鳥獣管理計画との書きぶり、データ等の整合性、そのような意見も出されました。その辺りを第3回の部会で修正した上で答申をさせていただきました。

一つ目の第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定については以上でございます。

続きまして、北海道アザラシ管理計画の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

資料2-1です。

アザラシに対しましては、これまでもいろいろな対策を講じてきた結果、個体数の管理目標を達成し、漁業被害額も減少してまいりました。しかし、依然として被害が続いている地域があることから、第3期の計画を策定しようというものでございます。

計画の概要ですが、(2)の課題のところ、銃以外による捕獲方法の確立とあります。今回の素案の中では、刺し網であるとか、あるいは、装薬銃以外の空気銃、あるいは箱ななどといったものを使った捕獲方法の長所と短所を整理してまとめております。

大きな目的は、漁業被害の軽減と人とアザラシ類との共存と設定しております。

次のページをお願いします。

計画期間は、先ほどの鳥獣保護管理事業計画と同じく令和4年4月1日からの5か年間でございます。

それから、管理目標については、大きく二つに分けて考えております。北海道に冬季回遊してくる群、夏季に回遊してくる群、さらに、周年で定着している個体ということで、回遊してくる群につきましては、個体数の推計が困難なことから、具体的な目標は設定せずに、被害防止等の捕獲を継続するという方針で策定されています。一方で、周年定着個体につきましては、専門家の意見を踏まえて、平成27年度の確認個体数のおおむね2分の1を目指すということを設定しております。

下のほうに行ってくださいますと、実施体制のところでは、毎年、アザラシ管理検討会を開催して計画を評価、検証していくことになっているほか、その評価、検証を踏まえて、事業実施計画を毎年度策定することになっております。

簡単ですが、アザラシ管理計画に関しての概要は以上でございます。

続きまして、資料3-1の北海道ヒグマ管理計画第2期の素案をご覧ください。

こちらにも、いろいろな取組を推進してきたところではありますけれども、その中で得られた知見、明らかになった課題等に関して、必要な改訂を加えた第2期の計画を策定しようということでございます。

計画期間は、同じく令和4年度からの5年間で、今回、五つの地域個体群に区分して保護管理することになっております。現状の生息状況のところですが、今の推定個体数が1万1,700頭とされており、引き続き、個体数は増加していく傾向にあると考えられております。

次のページをご覧ください。

皆さんもご案内のとおり、人身被害が多く発生しており、昭和30年以降、最多ということで、昨年の10月末日時点で7件、11人と記載されております。しかし、その後、さらに増えておりますので、その時点修正はこの後にさせていただくことになろうかと思っております。

このような状況を踏まえて、第2の管理の推進に移りたいと思っております。

大きな目標といたしましては、人身被害の発生を可能な限りゼロにする、人里への出没、農業被害の発生を現状よりも減少させること、また、同時に、ヒグマを絶滅させないということで、地域個体群の個体数指数を絶滅のおそれが高まることを予防する水準以下には下げず、この二つを両立させた目標としております。

数の調整に関する事項につきましては、特にヒグマと人とのあつれきの多くが、ごみあるいは農作物に固執したいわゆる問題個体に起因するものであることから、その問題個体の排除に向けた管理をしっかりと進めていくことにしております。

一方で、全道各地で農業被害、市街地への出没が広く増加していることから、個体数全体の調整の可能性、在り方についても早急に検討を進めていくことにしております。

次のページをお願いします。

その目標達成のための方策といたしまして、大きく、人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害軽減のための方策と、(2)で地域個体群存続のための方策ということで、被害防止と地域個体群を絶滅させないことの両方の観点から方策を整理しております。

具体的な方策の内容につきましては、そこに幾つか書いてあるとおりでございます。必要に応じ、本文のほうもご参照いただければと思います。

続いて、第3の計画の実施に向けてでございます。

ここでは、被害防止対策やモニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について記載しております。特に、計画の実施体制という項目の中で、振興局単位の地域連絡協議会を

道がコーディネーター役となって開催していくというようなことも書かれております。

自然環境部会では、ヒグマの専門家のご意見も参考にしつつ審議を行いましたけれども、特に、先ほど道の振興局がコーディネーターとなって関係機関の間の調整をしていくと申し上げましたが、市町村に全ての責任と業務を負わせるのではなくて、みんなでできることをやっていこうというような意見が出ておりましたので、そういうところで一部の文言を修正して答申させていただきました。

ヒグマの管理計画については以上でございます。

続きまして、四つ目の北海道エゾシカ管理計画第6期の素案の概要についてご説明いたします。

こちら、計画期間は令和4年度からの5年間ということで、適正な個体数管理と捕獲個体の有効活用、この両輪でエゾシカの管理を推進していこうという計画になっております。

今まで3区分で考えていたところを、今回、新たに四つの区分としてそれぞれの管理の在り方を決めていくという形にしております。西部地域を、石狩、胆振、日高を含む中部と、それ以外の北部に分けて計4地域になったということでございます。

特に、東部地域については、ほかの地域と比べると持続的な資源利用が進んでいるようなこともあり、有効な資源利用も見据えた個体数管理を目指していこうという考え方で本計画を定めております。一方で、南部地域では、現状において被害が増大しつつあるということも踏まえ、できるだけ早い段階で精度の高い生息数の推定、捕獲目標の設定、それによって個体数の減少を導いていこうという考えで計画を定めております。

続きまして、目標達成に向けた方策ですが、やはり、こちらでも、捕獲目標の実効性の確保ということで、国の鳥獣対策と交付金事業に係る市町村被害防止計画の捕獲目標との整合性を図り、実効性を高める、さらには、いろいろな制度、支援を活用しながら最大限の捕獲数を確保していこう、そして、一方で有効活用をさらに推進していこうということに記載しております。

部会での議論では、エゾシカがJRにはねられて、その死体に猛禽類がついてしまい、今度は猛禽類がJRあるいは自動車にはねられて死んでしまうといったことをもう少ししっかりと考えるべきだというご意見、さらに、先ほどヒグマのところ、地域協議会というような言葉が出てきましたが、市町村と北海道では、このようにしようと別々に計画を立てておりますけれども、基礎自治体では全部を対象に具体的な行動をしていかなければいけないということで、総合的な野生動物の保護管理を図っていくべきだといった意見が出されておりました。それを踏まえて、今回の答申では、国、市町村、各種研究機関、大学など、関係機関が連携して対策を強化するという附帯意見をつけさせていただいております。

以上、本当に概略だけで恐縮ですけれども、四つの鳥獣保護法に基づく計画の素案についてご説明申し上げます。

これら四つの素案につきましては、パブリックコメントが行われましたが、この後、今年度中の策定に向けて事務局で作業をさせていただいているところでございます。

以上で、11月18日の第3回自然環境部会で答申させていただきました四つの計画の概要について、私からのご報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○中村会長 吉中委員、ありがとうございました。

それでは、今のご説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○児矢野委員 こんにちは。児矢野です。お世話になっております。

単なる事実関係だけで大変恐縮です。

自然環境部会でお聞きすべきだったかと思いますが、私は行けなかったもので、案に関して反対とか異論があるわけではありませんけれども、事実関係だけちょっとお尋ねします。

アザラシの計画の管理目標の概要で、回遊群についてのところですよ。

要するに、個体数推計が困難な状況が継続しているというお話で、計画案本体の13ページの12.1に、ロシアとの情報交換・共同調査を行うことについて国と調整を進めると書いてありますけれども、ここの部分の記述は、非常に僭越ですが、私が委員になった最初の年度から全く変わらないのですよ。私が初めて委員になったのは恐らく五、六年ぐらい前ではないかと思うのですが、毎回、同じことが書いてあって、何か進捗がないのかしらと思ったりしております。多分、進捗がないからこういう記述になっていると思いますが、道のほうもなかなか苦慮されているとは思いますが、国との間の調整を積極的にされているのか、あまり国が動かないのであれば道としてはもう少し考えたほうがいいのではないかと思ったりもしています。

これは、別に案自体に対する異論ではございませんが、何年間も同じような記述が続くのはちょっとどうかなと思うので、今後、もう少し積極的にご検討されるようご努力していただければありがたいなと思いました。

○中村会長 道庁もしくは吉中委員のほうから何かありますか。

○吉中委員 私のほうからは特にありませんが、児矢野委員のおっしゃったとおり、北海道としても何かできることがあるのではないかなと思いますので、私も少し考えていきたいと思っております。また皆さんのお知恵を拝借できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中村会長 道庁のほうからお願いします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 北海道庁自然環境課の鈴木と申します。

ご意見をありがとうございます。

児矢野委員がおっしゃいますように、13ページの12、ロシアとの情報交換につきましてはなかなか難しい点がございます。

12.1の下から2行目に書いてございます日露隣接地域における生態系保全協力プログラム、こういった枠組みを使いまして研究者間の交流等を着実にやってきたところでございますが、ご承知のとおり、ここ一、二年は、新型コロナウイルスの影響ということで



その辺りの進展もなかなか難しいような状況でございます。

ご指摘のとおり、この辺の文案につきまして、ドラマチックに変えていくのはなかなか難しいかなと思いますが、着実に進むよう努力してまいりたいと考えてございますので、引き続きよろしく願いいたします。

○中村会長 新型コロナウイルス云々というのは理解しますが、多分、それ以外に様々な困難があるのでしょうか。知床のほうでも多少伺っています。

ただ、確かに、児矢野委員の言うとおりの、何らかの形でアクションを起こしているならば、それでもうまくいかなかったといった記載の仕方もあると思うので、全くのコピーペーストでは困るなと私も思います。今後、検討をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○本間委員 北海道漁連の本間でございます。

今のロシアとの関係については、アザラシだけではなくて、トドとか、あるいは、ホッケ、マダラといった海洋資源でもロシアと行き来をしている跨り資源であり、やはり北海道は特有の海域になっています。ですから、ぜひとも、研究者レベルでロシアとの交流を深めて、学術的な知見もさらに深めていただかないと、北海道だけではなかなか解決しない問題だと思っています。児矢野委員のおっしゃったとおりだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

私のほうから、二つほど質問させてください。

資料2-1のアザラシ管理計画の2ページですが、(8)モニタリングのところに漁業被害とございます。私ども漁業関係者は、この被害には非常に困っておりまして、行政等にいろいろお願いしてきているのですが、ここに漁業被害だけでは評価できない定性的評価の方法等を検討と書いているのは具体的にどのようなことを検討されているのか、教えていただきたいのです。

もう一点は、アザラシについて、肉はあまり食べられないというのは分かっておりますが、例えば毛皮とか、エゾシカのように、捕獲して駆除したときにその資源を活用するようなことも検討されているのかどうか、この2点についてお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○中村会長 部会長か道庁のほうで答えをお願いいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） まず、第1点目の漁業被害の定性的評価につきましては、例えば魚価の変動等が出てくる場合もございますので、直接、漁業者に漁業被害の状況を聞くとか、協同組合のほうにお伺いして漁業被害等を確認するとか、そういった方面からも被害状況を把握していこうということで、そういう評価方法の検討に取り組み始めているところでございます。

また、アザラシの有効活用につきましては、ご指摘のとおり、ただ捕獲するだけではなく、そういった方面の活用も非常に重要なことだと思います。エゾシカのほうも積極的に進めているところでございますので、アザラシに関しましても、今後、そういった側面か

ら検討できないか、アザラシ管理検討会でも提案していきたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○本間委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 児矢野委員、いかがでしょうか。

○児矢野委員 さっき本間委員がおっしゃっていたことに触発されまして、補足いたします。

先ほど、日露隣接地域における生態系保全協力プログラムのお話が出ました。私は、多少、これを追いかけていますが、少なくとも私が知る限りは、ここ二、三年で、直接、アザラシの話が意見交換の対象になったような記憶はありません。アジェンダを決めるのは外務省と環境省だと思いますが、やはり、隣接地域は北海道が一番関わるので、アジェンダを設定するような時期には、これを担当されている北海道の先生がいらっしやいますけれども、やはり、道がもう少し外務省と環境省のほうに積極的に働きかけを行い、道にとっても有用な形にアジェンダ形成を引っ張っていくようにと。実際にされてきているのかもしれないので、されているのであれば大変失礼ですが、やはり、もう少し強く、何かインプットされるような感じのアクションを起こされたほうがいいのではないかという印象を持ちます。

正直に言って、オブザーバーで行ったこともあり、アザラシの話が出ていたこともありますけれども、ここ数年間は出ていないようなので、アジェンダ形成のときに道のほうから強くインプットされたらどうかと思っております。

○中村会長 道庁はいかがですか。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 確かに、このプログラムは、外務省、環境省が所管していますが、私どももオブザーバーという形で参加させていただいているところですし、また、知床世界自然遺産地域科学委員会の関係からこちらとの接触もあります。アザラシの管理委員会の委員長ともよく相談させていただきまして、こういった官庁にも積極的に働きかけていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○中村会長 よろしくお願ひします。

私のほうから、1点ですが、全体の鳥獣管理についての附帯事項で、自治体に任せるには荷が重いということで総合的という言葉を使っておられたような気がしますけれども、具体的にどんな附帯事項になったのでしょうか。

○吉中委員 答申に当たってつけさせていただいた附帯意見をそのまま読み上げさせていただきますと、野生鳥獣対策の推進に当たっては、地域における連携が重要であることから、地域での連絡協議会において、国、市町村、各種研究機関、大学など、関係機関が連携し、対策を強化すること、こういう文言をエゾシカの管理計画の答申につけさせていただいております。

○中村会長 ありがとうございます。

確かに、自治体は、いろいろな内容の計画をつくれと言われていて、マンパワー的にも

すごく大変だと思うので、今、おっしゃっていただいたように、周りがどういう形でサポートしていくかということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 これは、基本的には、既に部会のほうで決定していただいています、親委員会への報告事項になると思いますので、次に移りたいと思います。

それでは、二つ目の温泉法に関わる議題に移ります。

温泉法の規定に基づく許可申請について、温泉部会の高橋部会長から報告をお願いいたします。

○高橋委員 それでは、温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告させていただきたいと思います。

当温泉部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可に係る処分について審議して、その結果が北海道に答申されております。

お手元の資料5-1、令和3年度(2021年度)北海道環境審議会温泉部会開催状況でございますとおり、令和3年12月1日に第3回の温泉部会を開催しております、資料5-2にある議案について審議しております。

当部会は、知事から諮問のあった温泉掘削等の許可申請について審議いたしまして、審議の結果としては、全ての議案について許可相当とさせていただいております。

温泉部会の審議結果は、以上のとおりでございます。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いします。

○高橋委員 私のほうからちょっとだけ補足したいと思います。

温泉に関しましては、昨年度、倶知安町ひらふ地域に規制が入って、令和3年9月15日から施行され、猶予期間を設けて今やっているわけですが、令和3年度は、第1回から第3回まで3回の審議をしまいいりました。

その中で、指定された地域につきましては、まず、掘削については、第2回で4件ありました。保護地域は、第1回、第3回はございません。準保護地域につきましても、第1回に2件、第2回に5件、第3回に2件ということで、これまで3回の中で13件の申請が上がってきております。動力装置につきましては、第1回の審議会では、保護地域についてはゼロ、第2回では3件で、これは、前年度に許可を出したものに対する申請だと理解していますが、第3回についてはございません。

そういった形で、今、規制がかかった状況で、多分、数は多少減っておりますけれども、まだ申請が上がってきている状況でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。特にご質問等はないでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 高橋部会長、ありがとうございました。

次の報告に移りたいと思います。

北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況についてということで、温対部会の藤井部会長から報告をお願いいたします。

○藤井委員 アザラシの利活用ということで、海外でカルパッチョを食べたことがありますが、それはさておき、今回の地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況についてご説明します。

本件は、昨年10月25日、知事から環境審議会に対して諮問が行われ、環境審議会運営要綱に基づく指定事項となっております。すなわち、付託された地球温暖化対策部会において調査・審議を行い、12月27日付で答申を行っております。

お手元には、資料6-1として令和2年度の実施状況に関する道の点検結果報告書の概要、そして、6-2として全体の報告書、6-3として環境審議会からの答申文の写しをお配りしておりますが、資料6-1と6-3によりご説明いたします。

まず、資料6-1の1ページ、2の(1)温室効果ガス実質排出量と削減目標との比較についてです。

2018年度の道の温室効果ガス排出量は、算出に必要な国のデータの一部に未公表のものがあることから、昨年10月末時点で入手可能なデータを用いて予測値を算出し、速報値としたものですが、二酸化炭素換算で6,993万トンとなっております。計画期間を2020年度までとする第2次計画の基準年である1990年度と比べて2.9%減少していることから、前年度と比べて1.0%減少となっており、その要因として、電力排出係数の減少や産業部門、業務その他部門のエネルギー消費量の減少などが考えられます。また、二酸化炭素吸収量を差し引いた実質排出量は6,039万トンとなっており、第3次計画の基準年である2013年度と比べて18%減少となっております。

しかし、2030年度に35%削減の目標達成に向けて、さらなる排出削減等の推進が必要となっております。

次に、今年度は、新たな試みとして、可能な限り直近の排出量を把握し、道の各種施策等へ反映させるため、速報値よりも多くの項目で未入手の統計データをほかの統計実績値などから推定することにより、2019年度の排出の概算値となる推計値を算出しております。その結果、排出量は6,734万トン、吸収量を差し引いた実質排出量は5,892万トンで、第2次計画の基準年である1990年度と比べて6.5%減少となっており、2020年度に7%削減の目標達成が視野に入ってきたほか、第3次計画の基準年である2013年度に比べて20%減少となる見込みで削減傾向が続いております。

なお、これらの排出量は、未公表の統計データが公表され次第、改めて算出を行い、確定値として公表します。

次に、5ページの3、重点施策別の対策・施策の実施状況評価についてです。



○中村会長 電力排出係数というのは、国から下りてくる数字であると思っていいいのですか。

○事務局（市川気候変動対策課課長補佐） 公表自体は、国で取りまとめて公表しておりますが、国はそれぞれの電力会社からの報告を基にして公表していると認識しております。

○藤井委員 基本的には北電の年ごとのデータを使っていると私は認識していましたが、それで間違いはないですか。

○事務局（市川気候変動対策課課長補佐） おっしゃるとおりです。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 藤井部会長、ありがとうございました。

それでは、次の報告事項ですが、令和3年度（2021年度）北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版に基づく施策の進捗状況の点検・評価（結果）について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（竹花環境政策課長） 私から、令和3年度北海道環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果についてご説明させていただきます。

資料は、7-1から7-3となります。7-1が点検・評価についてという1枚物、7-2が点検・評価結果の概要版という3枚物、7-3が点検・評価結果の本編で、分厚いものになっております。

この点検・評価の実施方針につきましては、昨年5月に開催いたしました第1回審議会におきましてご報告したところですが、毎年度、計画に基づく施策の進捗状況を点検・評価しているもので、今年度につきましては第2次計画の最終年である令和2年度に実施した事業等を対象としているものです。

点検・評価の流れにつきましては、資料7-1のとおりであり、今回ご報告する令和3年度点検・評価の結果につきましては、道庁内の各部局と連携し、昨年度の施策の進捗状況について、施策別、分野別、重点事項別の点検・評価を行った上で、総合的な評価を加え、取りまとめたものとなっております。

本日は、資料7-2の概要版によりご説明させていただきます。

この概要版につきましては、計画に掲げる五つの分野ごとに目標の達成状況を示す関連指標群の状況、令和2年度の主な取組、課題と今後の方向を整理しております。参考として、令和2年度を取組結果とSDGsとの関係を示す資料を6ページに添付しておりますので、こちらは後ほどご覧いただければと思います。

それでは、説明に入ります。

まず、1ページ、1の地域から取り組む地球環境の保全についてです。

（1）の関連指標群の状況といたしましては、表のとおり、温室効果ガス排出量につきましては、CO<sub>2</sub>重量換算で平成29年度は7,064万トンで、第2次計画の基準年より2.0%減少しておりますが、目標の達成に向けてはさらなる取組が必要となっております。

す。

新エネルギー導入量では、発電分野が目標の達成に向けて順調に推移しているものの、熱利用分野につきましては目標の達成に向けて遅れが見られます。また、森林の蓄積と地球温暖化防止機能につきましては、目標の達成に向けて順調に推移しております。

(2) の令和2年度の主な取組につきましては、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換や、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギー導入などの取組として、記載のとおり実施しております。

(3) の課題と今後の方向といたしましては、依然として道民1人当たりの二酸化炭素排出量が全国平均を上回っていることや、産業部門、民生部門からの排出割合が高いことなどから、緩和と適応を両輪とする地球温暖化防止対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入支援や利用促進等の施策を推進していくこととしております。

次に、2ページ、2の北海道らしい循環型社会の形成についてです。

(1) の関連指標群の状況といたしましては、表にありますとおり、廃棄物系及び未利用バイオマス利活用率につきましては目標を達成しており、産業廃棄物の再生利用率につきましても、目標達成に向け、おおむね順調に推移しております。その一方で、循環利用率や一般廃棄物のリサイクル率など、遅れが見られるものもございます。

(2) の令和2年度の主な取組につきましては、3Rの推進やバイオマスの利活用の推進などの取組として、記載のとおり実施しております。

(3) の課題と今後の方向といたしましては、循環利用率や一般廃棄物のリサイクル率の向上に向け、リサイクル関連技術の開発や施設の整備促進、普及啓発のほか、バイオマスの地域循環圏の形成に向けた利活用システムの構築、施設整備などを推進していくこととしております。

次に、3ページ、3の自然との共生を基本とした環境の保全と創造についてです。

(1) の関連指標群の状況といたしましては、表のとおり、犬、猫の殺処分頭数は目標数値を満たしておりますが、エゾシカ個体数指数については、東部地域は着実に減少しているものの、依然として高水準で推移しており、また、西部地域も平成27年度以降に再び増加に転じた可能性があり、目標の達成に向け、遅れが見られる状況です。

(2) の令和2年度の主な取組につきましては、優れた自然環境の保全や野生鳥獣の適正な保護管理などの取組といたしまして、記載のとおり実施しております。

(3) の課題と今後の方向につきましては、依然として目標達成に遅れが見られるエゾシカについては、適正な個体数の管理に向け、捕獲の促進や担い手の確保、有効活用の推進など、総合的な対策を進めていくこととしております。

次に、4ページ、4の安全・安心な地域環境の確保についてです。

(1) の関連指標群の状況といたしましては、表にありますとおり、化学物質、ダイオキシン類につきましては、調査開始以降、21年連続で、大気環境につきましては、5年連続で環境基準を達成しております。その一方で、水質環境や航空機などによる騒音につ

きましては、目標の達成に向けて遅れが見られているという状況です。

(2) の令和2年度の主な取組につきましては、大気、水環境の保全や騒音等の対策などの取組として、記載のとおり実施しております。

(3) の課題と今後の方向につきましては、湖沼などの閉鎖性水域における環境基準達成率が依然として低いことから、事業場等への監視・指導を効果的に実施するなど、各種の取組を進めていくこととしております。

次に、5ページ、5の各分野に共通する施策の展開についてです。

(1) の関連指標群の状況といたしましては、表のとおり、道の事務事業に関する温室効果ガスの排出量は目標を達成しておりますが、環境配慮活動実践者の割合、環境管理システムの認証取得事業所数及び「YES! Clean」表示制度作付面積につきましては、目標の達成に向けて遅れが見られております。

(2) の令和2年度の主な取組につきましては、環境教育の推進や環境保全活動の推進、共同取組の推進などとして、記載のとおり取組を実施しております。

(3) の課題と今後の方向といたしましては、地域における環境教育の指導者の育成、活用や、道民、事業者など様々な主体の連携・協働の取組をさらに推進するほか、国や自治体、研究機関等と連携を図り、環境分野における諸課題の解決に向け、調査研究を推進することとしております。

以上が点検・評価結果の概要でございます。

なお、資料7-3の本編におきまして、各分野とも関連指標群の補足データや主な取組、今後の方向性などを詳細に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。また、重点事項別の点検・評価の結果や各分野の施策について、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三つの社会の観点から行った総合的な評価も記載しておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと考えております。

最後になりますが、この点検・評価の結果につきましては、今後、ホームページで公表するとともに、庁内関係部局で構成する環境政策推進会議を通じまして課題や今後の方向性の共有を図り、PDCAサイクルの考え方にに基づき、次年度以降の施策の推進に反映させてまいりたいと考えておりますので、引き続きご助言等を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、今の報告についてご質問、ご意見をお願いします。

その前に、私のほうから確認しておきたいのですが、これは、各部会では報告されていない内容なのですね。

○事務局（竹花環境政策課長） 報告事項ということになっていますので、部会のほうに報告は行っておりません。

○中村会長 報告事項というのは、親会に対する報告事項になっているのですね。



○事務局（竹花環境政策課長） 調査・審議事項ではなくて、報告事項になっております。

○中村会長 これは、各部会で一度も議論されていないということですね。

○事務局（竹花環境政策課長） そのとおりです。

○中村会長 なぜ、これが報告事項になるのでしょうか。これは親会マターだということですね。

○事務局（竹花環境政策課長） 条例やその他要綱上、そのような規定になってございます。

○中村会長 点検・評価がこれでいいのかどうかについて、何で議論しないのでしょうか。それとも、各項目については各部会でやっていて、それを集めた形での評価なのですか。つまり、この点検・評価については、議論するチャンスがどこにもないわけですね。

○事務局（竹花環境政策課長） 環境基本計画の策定の際にそのように整理されているのですが、基本的には、審議会での委員の皆様のご意見も伺いながら、その次の点検・評価に活用していくような形にさせていただいております。

○中村会長 今回は報告ですけれども、本当に報告でいいのかなという疑問がありますから、これが終わってからでもいいので、その辺をまたご検討ください。

それでは、藤井委員、お願いします。

○藤井委員 言われてみれば、確かに気になりますね。点検・評価に関しては、前からこういうスタイルでしたか。

○事務局（竹花環境政策課長） 環境基本計画の点検・評価につきましては、従前からそうです。

○藤井委員 会長のご指摘もありましたので、もう一回、ご検討いただきたらと思います。確かに、そう言われてみるとそうですね。不思議に思ったという感じです。

○児矢野委員 事実関係の質問ですが、概要版の2ページと4ページに関わる場所です。

ふと素朴に疑問に思ったのは、北海道は、ほかの都道府県と比べると管轄地域が非常に広くて、かつ、産業、人の分布、いろいろな意味で地域的な多様性も高いと思うのです。そういう中で、例えば、北海道らしい循環型社会の形成のところで、廃棄物系バイオマス利活用率、未利用バイオマス利活用率は目標を達成しており、産業廃棄物の再生利用率は順調であるけれども、循環利用率等々については遅れているというお話があり、それから、4ページ目に水の環境の保全についても遅れているというお話がありましたけれども、こうしたものの地域格差というのはあるのでしょうか。

実は、今、本体の点検・評価結果案を急いで拝見しましたが、地域間比較のデータがあまりないのです。北海道の場合、広いので、ある地域がそれをできていないと全体的にすぐ下がってしまうとか、札幌地域が進んでいて、ほかが遅れていても全体的によく出てしまうということがあるのかしらと思いました。そうだとすれば、遅れている地域の特有の問題は何かということを考えるのが効果的かなと非常に素朴に思ったのです。

その辺りの地域間格差とか、そういう統計データを取っておられるのか、それから、低

い地域を非難するのではなくて、点検・評価結果案の中にそういう地域格差を客観的なデータとして入れられる計画はないのか。現在はないかもしれませんが、もしもそういうデータがあれば入れていただいたほうがより建設的に今後の施策を立てられるのではないかなど思ったりしたので、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど、中村会長と藤井部会長もおっしゃっていましたが、評価というのは今後に向けて非常に重要なものなので、やはり、きちんと議論する機会をつくっていただいたほうがよろしいのではないかと思います。例えば、評価項目の立て方とか、評価の方法とか、報告書の書き方とか、今、私が申し上げたようなことがよいのかどうか分かりませんが、審議会にはそういうことの専門家もいらっしゃるので、議論するのはいかがでしょうか。後半の部分は私の意見です。

○中村会長 まず、最初のほうは、地域的な違いがあるのではないかと、それをどういう形で検討していけばいいのかということだと思っております。

○事務局（津島循環型社会推進課長） 循環型社会推進課の津島でございます。

廃棄物、そして大気、水に関しても、地域ごとのデータは持っております。今後、それをどのように評価に取り入れるかについては、改めて、私どものほうで検討させていただきたいと思っております。

○中村会長 二つ目については、多分、私や藤井委員と同じような意見だと思いますが、やはり、きちんと議論できる場をつくっておいたほうがいいのではないかとのお話だったと思っております。

○事務局（竹花環境政策課長） 先ほどの補足ですけれども、審議会のほうにご報告させていただくものにつきましては、点検評価結果の案という形でご報告しておりますので、委員の皆様からご意見いただいたものを加えて、修正を踏まえて点検・評価結果として公表するような流れにはなっております。

○中村会長 だから、部会で報告した場合は、部会で決定したことが親の決定となるという規約がありますね。

○事務局（竹花環境政策課長） はい。

○中村会長 それは部会の責任がある程度ははっきりしているのですが、今回のこの案についてはどこでも議論されていないので、やはり、報告ではなくて議題だと思います。ご検討ください。

今回は、いろいろな意見が出るとお思いますので、取りあえずはそれにご配慮ください。

○吉田委員 先ほどの中で、特に資源化率ですが、今、30%が目標で現状は23%です。

私どもは、いろいろな自治体のお手伝いをしておりますが、30%を超えるのは、恐らく生ごみの回収をしているところだけです。うちの室蘭市もいろいろな取組をしているのですが、21%ぐらいで、多くの場合、生ごみのリサイクルをしなければある程度頭打ちのパーセンテージになるので、全道的に30%を達成するのは非常に難しいと思っております。先ほどの話とも関係しますが、それぞれの自治体の状況で生ごみの処理までリサイクルで

きるところとそうではないところがあって、そこはやはり格差があります。

そこで、目標が達成できない理由づけと言うとおかしいですが、やはり、30%を超えるところは、どういう状況でそこまで達成されているのかと。私の知る限りでは、生ごみのリサイクルがパーセンテージに非常に大きく効くので、それができるところとできないところで達成する目標のターゲットを少し変えて、全部の自治体が30%を達成するのではなく、それぞれの自治体の事情によって少し分けていただくようなことをしないと、全道で一律に30%を達成するのは難しいかなと思います。

先ほど、児矢野委員からお話いただいたそれぞれの地方による状況の差というのは、特にリサイクル率で大きな影響があるかなと思いますので、今後、そういう点でもいろいろと検討の必要があると思いました。

○中村会長 事務局のほうから回答をお願いしたいのですが、内容は先ほどの児矢野委員が問題提起されたものと一緒で、各自治体や各地域によって、達成レベルも含めて温度差があるだろうということです。それは、それぞれの地域のご事情があるということなので、北海道を丸ごとという形の目標の議論だけではなくて、もう少し自治体の事情に応じた目標の立て方をすべきではないかというご意見だったと思います。いかがでしょうか。

○事務局（津島循環型社会推進課長） 現在の一般廃棄物のリサイクル率などの目標数値というのは、北海道廃棄物処理計画のほうで全道での目標値ということで定めております。

今のご意見につきましては、次回廃棄物処理計画を策定する際に、目標値についてどのように取り扱うか、課題として検討させていただきたいと思います。

○吉田委員 すぐに解決できるものではないですし、もしかしたら最近の高齢化の状況で集団資源回収が少しずつ減るとか、社会情勢もいろいろ変わってきていて、今までどおりではリサイクル率を上げるのが難しい状況ですから、ぜひ、その点は事務局のほうでも検討していただければと思います。ありがとうございました。

○中村会長 皆さんが考えておられるのは、多分、全体の目標があってもいいですけども、この評価によってPDC Aを回してより目標達成に近づいていくためには、地域の実情に応じてもう少し具体的にきめ細かい目標の立て方をしていかないと無理なのではないかという議論だと思います。

私も水環境をやっていると思うのですが、やはり、水環境も明らかに地域差があって、水環境が悪い場所はそういう場所としてずっと決まっております。もちろん最終的に全体という議論があってもいいのですが、PDC Aを回して、問題があった場合、それを変えていくという議論をしていくためには、もう少し地域別の事情も考慮すべきではないかなと私も思います。

○東條委員 私は循環型社会部会の担当ですが、この目標を決めたときにも議論があったように記憶しています。なぜなら、国のリサイクル率は大体20%前後で頭打ちになっているということで、30%は大きいのではないかということでした。しかし、今回は、道の目標として定めることで道内自治体もそういった目標に向かっていく、そういう努力目

標としてこれを定めようといった議論があったことをお伝えしておきます。

○児矢野委員 中村会長がおっしゃったことの補足ですけれども、そういうふうに議論を進めるためには、やはり、評価の段階で、支障のない範囲で地域差があるということを評価案に示していただくと、次の目標設定の議論につながると思うのですよ。

そうでないと、皆さんはなかなかお忙しいので忘れてしまったりするし、それから、データ、根拠がないと、目標の設定の仕方を変えるというのは結構大変だと思います。そういう意味でも、まだ案の段階なので、今でも間に合うのであれば、大まかな話でもいいですから、今回の点検・評価結果の中に地域差があるということに関するデータを何らかの形できちんと資料として入れていただきたいと思います。

○中村会長 時間的なタイムフレームがあると思いますし、行政的にやらなくてはいけない締切りもあると思いますが、今、児矢野委員のおっしゃったような地域的な差があるということを資料の中に入れ込めるならば、ご検討ください。

○白木委員 地域的なということに関連するのですが、もちろん地域差という考え方でもいいかもしれませんが、例えば、水質の環境基準は平成26年に比べて達成率の基準がさらに下がっています。これは、多分、湖とか川ごとにBODとかCODを測ってその達成率を見ていたのではないかと思うのですが、その場合、その川ごととか湖ごとに値があるわけで、もしかするとそれぞれの個別の事情で同じところがいつも基準を満たせないということがあるのではないかと思うのです。やはり、その要因を考えて、どうしていくかということを検討して改善していくことが必要でしょうから、指標にもよりますが、地域だけではなくて、もっと細かいレベルで見ていくようなものも必要かと思います。別に、川の名前を挙げる必要はなくて、この川ではこういう状況でというようなことがあれば議論できるのではないかなと思います。

○中村会長 おっしゃるとおりです。

毎年、水質が悪化するような場所というのは大体決まっています、例えば、農地的な排水の場合はこの地域が多いとか、決まって出てきますので、その点もご検討ください。時間が限られているので、今日はお願いという形で事務局にお伝えしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 今、いろいろな意見が出ました。報告事項ではあったのですが、やはり、こういったものは委員からの議論を経て公表されるべきだと思いますので、今後、この内容の扱い方についてご検討いただくことと、また、今の地域的な差も含めて、どういう形でこの評価の中に盛り込んでいくか、もし会議を開くような時間がなければ、メール等でやっていくということをお知らせいただければと思います。多分、時間的なフレームがあると思いますので、そこは委員の方々も分かってくださると思いますので、一応、努力目標としてお願いいたします。

○事務局(竹花環境政策課長) 多くのご意見をいただきまして、ありがとうございます。

どこまでできるか分かりませんが、地域差の課題とか、また、点検・評価の審議会での取扱いにつきましては、今回、第2次計画の最終年の点検・評価になりまして、第3次計画の点検・評価は来年度からスタートしますので、そういう意味も踏まえて、改めて、会長や委員の皆様とご相談しながら改善できるところは改善していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○中村会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、次の報告事項ですが、地域脱炭素化促進区域の設定に当たって配慮すべき基準の審議の取扱いについて、事務局から報告をお願ひいたします。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 気候変動対策課の阿部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から資料8に基づいて説明させていただきます。

まず、資料8の1の経過というところになります。

昨年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、それに伴いまして都道府県で新たに定めることとなりました上記の基準でございますが、当初、昨年10月の第2回環境審議会で諮問いたしました地球温暖化対策推進計画の見直しと併せて審議することとしておりました。

しかし、12月の時点で国から聞いておりました基準設定に必要な国の省令案やマニュアル案が明らかにならず、また、別途、事務局から委員の皆さんに意見照会させていただいた際に、省令などの内容が固まってから審議を始めるべき、あるいは、多くの分野が関わる内容でもあることから慎重に審議すべきだという意見をいただいたところでございます。

このため、会長及び部会長ともご相談させていただき、この基準に関する審議につきましては、一つ目といたしまして、今年度内の審議完了を目指す推進計画の見直しとは切り離して審議すること、また、二つ目として、幅広いご意見を伺う審議の方策を検討するといった方針を固めまして、先月27日に開催されました温対部会で部会委員の皆様へご説明し、ご了解をいただいたところでございます。

本日は、同じく、審議会委員の皆様にも今後の審議の取扱いについてご了解いただきまして、関連する事務手続を進めたいと考えております。

そこで、4番の今後の審議についてというところでございます。

まず、審議体制についてです。

この検討に関してご意見いただきました委員の皆様には、年末年始のお忙しい中、直接、意見交換をさせていただきまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

こういった委員の皆様のご意見とか、また、環境審議会運営の事務局をしております環境政策課のほうとも協議いたしまして、この審議体制といたしましては、幅広い分野に関わる内容であることから、部会での審議を基本としつつも、審議会委員の皆様にも部会へ参加が可能な形で審議を行うことといたしました。具体的には、昨年度来、促進区域の基準

設定に関して、私どもの部会の傍聴をしていただくといった取組を既にしてしておりますが、傍聴に加えて、その場での発言や意見提示もできるような形にできないかと考えております。

審議スケジュールに関してですが、半年程度の審議期間を想定いたしまして、その間、3回の部会で議論を行いまして、9月に環境審議会に報告することを目指してまいりたいと考えております。

なお、参考まで、このスケジュールに関しまして、昨日、環境省が主催した都道府県の担当者向けの促進区域の基準設定に関する会議がウェブで開催されております。その中では、具体的な新しい情報は特になかったのですが、基準設定に必要なマニュアル案について、環境省からは2月中旬頃の提示になりそうだという説明がございました。事務局としては、審議会の委員の皆様にもご協力をいただきながら、引き続き、部会審議に向けた準備を進めていこうと考えております。

最後に、その他になりますが、審議に関して、環境審議会以外の関連する審議会からの意見を伺うべきというご意見もいただいております。そこで、どのような形で可能なかという検討について、今、幾つか、内々にお話をしている審議会もごございますが、引き続き庁内の関連審議会の担当課とも調整を進めていきたいと考えております。

○中村会長 ありがとうございます。

これも報告になってしまっておりますが、ひとまず、皆さんから意見をお聞きしたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

経緯を分からない方がおられるかもしれませんが、促進区域に対しての配慮事項というのは、温暖化対策のみならず、例えば、昨今、太陽パネルなどの再生エネルギーの事業が非常に大きく行われて、地域の環境や生物多様性に影響を与える事例が全国で報告されていると思います。そういうことから考えると、やはり、親会のメンバーにもそういった知識をたくさん持っている方がおられますので、これが親会に来て、審議不十分でまた部会に戻すというキャッチボールをやるよりは、一緒にやったほうがいい、合同会議体みたいな内容の扱いではどうかということです。

それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○児矢野委員 私の意見もいろいろご考慮いただきまして、誠にありがとうございました。

私から、3点、確認と質問させていただきたいことがあります。

まず、1点目は、スケジュールとの関係ですが、改正温対法によりますと、私が申すまでもなく、基準設定については、都道府県は環境省令に従う形で作ることになっていきます。そこで、マニュアル案は2月中旬頃という先ほどのお話でしたが、環境省令はいつ頃に出るといようなお話はございましたか。

それから、2点目の質問は、幅広くいろいろな審議会にも意見聴取することをご検討いただいているということで、大変安心いたしました。ただ、改めて、もう一度付言させていただくと、これはいろいろな問題に関わるから、政策上、ほかからも聞く必要があると

ということだけにとどまらず、改正温対法によりますと、促進区域では、認定事業に係る特例措置として、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等の手続の省略、つまりワンストップ化をやり、さらに、環境アセスメント法に基づく配慮書の省略も法令上で明確にされております。

だからこれを受けて、都道府県の基準では、各個別法に関わる配慮事項を明記する必要があるわけです。それから、アセスの配慮書手続において配慮される事項については、促進区域設定の際に適正に配慮されるよう、都道府県の配慮基準の考え方を示す必要があるということでもあります。

したがって、関わる事項が広いからほかの審議会の意見を聞かなければいけないということではなく、法令の解釈上、恐らく、関係するほかの審議会の意見を聞かなければいけないというところまで強く言えるのではないかと私は思っております。その意味で、法律上、義務と言えるかどうかはともかくとして、ぜひ、求められていることであるというスタンスで幅広く意見を聞くようにしていただきたいと思います。それが2点目のお願いです。

それから、3点目は質問ですが、先日、新聞を読んでおりましたら、環境省は、政府が目指す2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロの達成に向けて、自治体と意見交換する会合を1月18日に札幌市内で開いたという報道がございました。そして、国の財政支援の対象となる脱炭素先行地域への選定に意欲を示す道内23市町の市長らが出席し、各地の取組を報告したほか、国への要望を出したということです。国のほうでは、脱炭素に積極的な自治体を先行地域として選び、つまり特区として事業費などを補助する、さらに、同省は、1月25日から公募し、4月に第1陣として全国30か所程度を選び、最終的に100か所以上に増やすとなっております。これは、要するに、道の基準作成のスケジュールからすると、道が基準を作成する前に自治体が特区に応募する、そして、国のほうは審査を始めるというスケジュールになっているようなのです。

私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですが、これは、正直に申し上げて、どうなのだろうと。道の基準案がない前に自治体が特区に手を挙げることを表明してしまうというのは、道としてどういうふうにお考えになっているのかということです。

実際に、環境省が札幌市内で説明会をやっているわけなので、自治体としては、やはり、経済的な効果も含めて早く推進したいと考えていらっしゃるだろうと思うのですよ。基準案の作成に責任を負っておられる道としては、この辺りに関してどういうふうにお考えなのか、その点のご意見と今後の見通しについて、現在、どう対応されているのかということも含めてご説明いただきたいと思います。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 最初の省令の関係につきましては、情報提供させていただきましたが、1月12日からパブリックコメントが行われております。私どもでもその中身を確認させていただいたのですが、やはり、省令の書きぶりの的なもので実際に実務、庶務をやっていくには疑問点が幾つかあるものですから、そうした質問を投げかけて

いるところであります。環境省からの回答は、そうした具体的なものについては基本的にマニュアルの中でお示ししたいということにとどまっているものですから、私どもとしては、そうした点の回答をいただきながら進めていきたいと考えております。

それから、2番目にいただいたご意見については、関係審議会と引き続き調整させていただきたいと思っております。

3番目の先行地域の関係でございます。

委員がおっしゃるように、確かに、先行地域のほうの議論というのは、国の動きが進んでおりますけれども、私ども北海道だけではなく、他の都府県についても、今後、省令とかマニュアルといった国の基準を見ながらつくっていく形になってくると思っております。当然、時間をかけることはあまり許されないという認識でおりますが、かといって、慎重に審議すべきというご意見もいただいているものですから、それらのある程度勘案しながら、期間的にはできれば半年程度で整理させていただきたいということで出させていただいております。

先行地域の交付金の関係につきましても、当然、大きく導入を進めていく部分もありますし、地域をある程度限って、例えば、屋根の上に太陽光をつける施設を造るという形でも対象になるものですから、事業としては様々なものがあると私どもは考えております。ですから、基準がないと先行地域を進められないかという、必ずしもそうではなく、ケース・バイ・ケースだと思っております。

国のマニュアル案が出てきておりますが、不完全な中で、まだ基準ができていない部分については、市町村は都道府県と協議をした上で促進区域を定めることが望ましいと、これはあくまでも過渡的な取扱いだと思いますが、今はそういうふうに記載されているところでございます。

○児矢野委員 誤解していただきたくないのは、私は、検討を急いで拙速な形で基準をつくるべきだということを言っているわけではなく、私の個人的な印象では環境省は走り過ぎではないかと思っているのです。12月の国会答弁で、環境大臣がこういうことをはっきりと言っているわけですね。ただ、現実問題として、都道府県としては、環境省令がまだ出ていない状態で募集を始めて、市町村が手を挙げて、まだ決定までは行かないと思いますけれども、決まりかけているから、それを既成事実化してしまうみたいなことになっても困るのではないかと思っています。

何を申し上げたいかという、もう発表してしまっているのかもしれませんが、個人的には、やはり国は走り過ぎではないかと。そもそも、都道府県のほうではまだ基準をつくっていないような段階で、こういうふうに国がぶち上げるのはいかなものかという気がしないでもないです。その辺りは、もし環境省と意見交換されるような機会があれば、ぜひ、審議会の委員からそういう意見が出たということをおっしゃっていただけるといいかなと思っています。やはり、市町村がすごく前のめりになっている状態に対して、道としては、指導はできないと思いますが、何か方法を考えたほうがいいのか



と、できるかどうか分かりませんが、そう思いました。

正直なところ、個人的に環境省に電話をかけて、どういうおつもりなのか、ご意見を伺おうかと思っているぐらいです。いずれにせよ、都道府県が声を上げたほうがいいのではないかと思います。逆に、お金が来るからそのほうがいいという考え方もあるのですが、やはり、環境省はやっていることが矛盾していませんかという感じですので、申し上げました。

○中村会長 アクセルとブレーキの両方を踏んでいるようなところがあって、なるべくブレーキが遅くならないように、多分、今、走り出してしまったものをどうやって我々が先んじるかというのは結構難しいと思います。このスケジュールも、4月まで待たなくていいならば、できればなるべく早めに何らかの形で議論を進めると。2月中旬ぐらいにいろいろな仕組みが分かってくるならば、皆さん、意見は出していると思いますので、どんな形で道の案ができるか、早めに議論を始められるといいなと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 地域脱炭素化促進事業に関して、温泉法の地熱の関係では、今、いろいろな委員からお話があるように、私もかなり危惧している部分がございます。

地熱に関しては、温泉法を所管しているのは環境省ですが、道の行政においては保健福祉部が部会の事務局になっているのですね。そういうことで言うと、この議論に関しては、ぜひ、温泉行政を担当している保健福祉部と環境審議会を担当する環境生活部がよく意見をすり合わせるなり情報交換の場を密に取っていただきたいと思っています。

多分、脱炭素化促進区域になりまして、今まで掘削審議をやっていた部分がある意味で省かれてしまったりすると、逆に言うと、今まで知事の権限でやっていた中でかなり責任の重くなる部分が出てきてしまうような感じがします。

そういうことで、特に温泉法に関しては私もこの会議に参加できるようですから、その辺を注視して審議に参加していきたいなと思っています。

○中村会長 もし時間と予定が許せば、温対部会のスケジュールのときに高橋委員も出席していただいて、いろいろな情報なりコメントなりをいただければありがたいなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、先ほど事務局から説明があったとおり、基本的に、心は、なるべく遅くしたくない。促進のための各自治体への補助金も含めて、いわばアクセル側のプログラムがどんどん進んでしまって配慮事項のほうが遅れてしまうのは決していい結果を生まないだろうなと思います。そういう意味では、そんなにゆっくりはできません。できれば温対部会と親会のメンバーの知識なり知恵なりをより結集させて、よりよい配慮事項案ができればいいかなと思っています。

そういうことで、今回については、特別な措置ではありますが、温対部会に親会のメン

バーも入っていただいて、スケジュールもなるべく調整していただくようにします。まず、温対部会のメンバーを中心にスケジュール調整していただいて、先ほどお話ししたように、親会のメンバーのスケジュールがうまく合えば参加していただくとか、こういったZ o o mによる参加も含めて検討したいと思いますので、なるべく皆さんがたくさん出ていただけるような形で進めていきたいと思えます。

○吉中委員 大まかな進め方については承知いたしました。

自然環境部会でも、ぜひ、部会の委員の方々のご意見を賜りたいと思っております。

先ほど児矢野委員からもご指摘があったとおり、自然環境部会で取り扱う条例に基づく保護地区でありますとか、環境緑地保護地区でありますとか、いろいろなものとも関係してまいりますので、環境審議会の正委員に加えて、部会の専門委員からも何らかの形でご意見をいただくような仕組みを部会の事務局とも相談してみたいと思っております。その際には、どうぞよろしく願いいたします。

もう一点は、感想と伺いますか、先ほど、児矢野委員から、環境省はあまりに拙速に進め過ぎではないかというご意見がありました。まさに、私も同じような印象を持っておりまして、環境省というか、官邸があまりに拙速に進め過ぎているのではないかと思っております。

先ほど、マニュアルが2月中旬にできるというお話がありましたが、今、行われているパブリックコメントの締切りが2月11日に設定されておりますので、そうしますと、その後、週末になりますけれども、2月11日までに出したパブリックコメントの結果を踏まえて2月中旬までにマニュアルをつくるというのは、そんな意見は聞かないよみたいなことが見え見えになってしまっています。私は、いろいろな視点から検討すべきだと思うし、そういう意見を出していきたいなと思っており、そうしたことでよりよい温暖化対策になっていけばいいなと思っております。

後段は全く私の個人的な感想ですが、そういう意見もあったということを議事録に残しておいていただければありがたいと思えます。

○中村会長 本当は、各部会の専門委員の方々も含めて、この問題に関心のある方には全員に出席していただきたいのですが、そうすると、意見集約も含めて、もしくは事務局の手間も含めて大変になってしまいますので、親会と温対部会の合同のイメージを持っていただければと思えます。また、各専門部会のほうでも、専門的な知識をお持ちでこの問題についていろいろなご意見をいただける方については、できればメール会議等で部会の中で集約していただければ大変ありがたいと思えます。そのための情報は、事務局が流してくださると思えますので、よろしく願います。

時間を超過しているかもしれませんが、今の問題も含めて、全体を通じていかがでしょうか。

○中津川委員 先ほど言いそびれてしまったのですが、環境基本計画の点検・評価のところでは、

温室効果ガスの排出量が目標に対して幾らかというようなことですが、例えば、資料7-2の概要版のところには、1ページの課題と今後の方向ということでこういう作文があります。ただ、今、この一、二年ですごいプラスチックに目標が変わってきて、2030年で46%というように目標がどんどん上がってきておりましたが、この作文はそういう話が全然反映されていなくて、何となく、現時点でどうかというようなことしか書かれていないような気がしています。つまり、現在進行形で変わってきているので、そういうことを踏まえて、もう少し踏み込んだことを書いていただきたいなという気がしております。これは報告事項なので、決まったものだからもう承認してくれみたいな話ですけども、やはり、もう少しそういうことも考えて今後の課題を示してほしいなと思います。

ほかのところもそうだと思うのです。廃棄物の話も、プラスチックごみの問題とか、いろいろあると思いますが、現在進行形で動いているような話は反映していただけるのでしょうか。

○事務局（竹花環境政策課長） 今回の点検・評価につきましては、令和2年度の……。

○中津川委員 今までの評価ということは分かるけれども、課題と今後の方向というところはこれからの話です。しかも、今、動き出している話もあるじゃないですか。そこをもう少し書いてもらわないと駄目なのではないかということです。

○事務局（竹花環境政策課長） 課題と今後の方向につきましては、委員のご指摘のとおり、そういったご懸念はあるのですが、まとめ方としましては、令和2年度の事業に対しての課題と、それに対する今後の方向性ということでまとめております。確かに若干の違和感があるかもしれませんが、来年度以降、現状に応じた形での今後の方向性ということで示していきたいと考えております。

○中村会長 取りあえず、意味は通じたと思います。カーボンニュートラルを目指した北海道の動きも結構ちゃんとできていると思いますが、多分、そのトレンド的なものがほとんど見えずに、どちらかというところと近視眼的な方向性になってしまっているの、その辺は中津川委員がおっしゃられる観点を入れていただければなと思います。

ほかにかがででしょうか。

○小林委員 先ほど来、皆さんがいろいろなご意見を出されていて、申し上げるのを迷っておりました。

先ほどの促進地域の配慮すべき基準のところですが、問題は、例えば、今回の国の募集の中で先行地域が決まって、そのときにこの地域が道庁の配慮すべき基準に抵触してしまった場合、道の基準を削除、変更するのか、もしくは、この地域だけ特例として認めるのかというような話になるわけですね。そういう事例が出た場合にはどういうふうに対応するのかということは、今のうちからきちんと検討しておくべきかなと思います。

国はこういう形で募集してしまっていますし、今の流れで行くと、配慮すべき基準のできる時期というのはその後になるわけですから、これはもう変えようがないので、やはり、そこまで検討しておかなくてはいけないのかなと強く感じておりました。

○中村会長 貴重な意見をありがとうございました。

多分、児矢野委員のご意見もそれに関連するのだと思いますが、児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 私の感じでは、多分、都道府県の基準がきちんと設定される前に国が決定してしまうようなことは、恐らく、さすがに国はそこまでやらないのではないかという気はしています。しかし、万が一、小林委員がおっしゃったみたいに先に国が設定してしまった場合、だから道の基準案をそれに合わせて変えるというのは本末転倒だと思うのです。私は法学をやっておりますが、個別のケースに合わせて一般の基準を変えてしまうというのはあり得ないのではないかと思うので、そのことだけ申し上げておきます。

それを踏まえて、先ほど小林委員がおっしゃったように、一体どう対応するのかということをご検討いただく必要があるのではないかという気がいたします。

○小林委員 児矢野委員、ありがとうございます。

私も、結論から言うと同じ考えです。この流れで行くと、国の先行地域のほうが早く決まる可能性が結構高いかと思っておりますが、そのことによって道の基準をねじ曲げるということは絶対にあり得ないと思っておりますので、では、そこだけ特例扱いにしてしまうのですかということだけなので、それでいいのですかということをお願いしたかったのです。それは、可能性としてはあるので、やはり、きちんと考えていかななくてはいけないのではないかなと思います。

○中村会長 宿題として受け止めておいてください。

国のほうで先行して決める区域について、例えば、区画的な問題まで見えた形で決まるのかどうなのかも不明ですし、どんな対策になるのか、促進するための補助などがどういう内容で進められるのかも見えておりません。私自身、その部分はよく分かっていないのですが、皆さんが懸念されているのは、そういった形で先行したことが促進区域の配慮事項と齟齬がある場合に、道側はどうやってきちんとした理屈を持っていくのかということだと思いますので、まずは宿題としてご検討ください。お願いいたします。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 脱炭素先行地域を選ぶという話も、それから、配慮基準の設定についても、国が制度設計をしております。脱炭素先行地域については、今、募集をしており、国が認定することになります。一方、配慮基準は、今、国がどういう基準にすべきかということを検討していて、パブコメをして、マニュアルをつくっていくということで、ご指摘のとおり時差がございます。

当然、どこの都道府県も配慮基準については手をつけられていない状況で、北海道だけが遅れているわけではございません。ですから、この二つについては時間差ができると思いますが、早く選ばれた場合にはどうすべきか、どう考えていくべきかということ、制度設計している環境省にも確認しながら進めていきたいと思っております。

○中村会長 よろしくお願いたします。

全体を通じていかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 時間もオーバーしていると思いますので、今日は、熱心なご議論をありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

#### 4. 閉 会

○事務局（竹花環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会ですが、既にご案内して調整させていただいておりますが、2月15日にオンラインで開催する予定としております。短い期間で委員の皆様にはご負担をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、長時間にわたり、貴重なご意見などをいただきまして、ありがとうございました。

これで、審議会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

以 上